

株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
取締役社長 英 裕 治

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染拡大防止策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。また、本年より事前の議決権行使において、従来の書面による方法以外にインターネットによる行使の方法もご利用可能になりました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月17日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4～5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、2021年6月17日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月18日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる可能性がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.teac.co.jp/jp/ ）に掲載いたします。 |

当日ご来場いただく場合は、当社ウェブサイトをご確認のうえお越しくださいますようお願いいたします。

また、本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teac.co.jp/jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただく場合があります。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉 会場受付における新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

- ・本定時株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日当日の感染状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただいたうえでご来場賜りますようお願い申し上げます。マスクを着用されない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場受付付近で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

株主総会での議決権行使は、極力、ご出席に代えて書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

昨年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時40分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

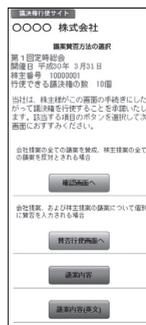
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」
をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

・パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。感染症が国内外経済に与える影響は依然として不透明な状況です。

このような状況の中で当社グループは、音響機器事業のうち高級オーディオ機器事業は、次世代アンプの要素技術の確立と新規カテゴリーへの挑戦でラインナップを拡充し、海外市場を伸ばす事で堅実な成長路線を目指してまいりました。一般オーディオ機器事業は、中高級機のReferenceシリーズ強化と、特色のあるアナログ製品は、すべてのカテゴリーにおいて新製品が競合に比べ常に個性的な価値を持つ事で、収益向上とブランド・イメージの回復を引き続き目指してまいりました。音楽制作・業務用オーディオ機器事業では、世界各国で連携したデジタルマーケティングの強化および多数の戦略的新製品の投入により製品ラインナップを更に拡充いたしました。情報機器事業においては、IoTやAIなどの市場の先端技術への取り組みを行う事により、新しい市場への開拓を進めてまいりました。

当連結結果計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上収益は減少しましたが、固定費削減効果による本業を表わす個別開示項目前営業利益の増益に加え、確定給付企業年金制度の改定に伴う利益及び確定拠出年金制度への移行による損益、減損損失による個別開示項目の影響により、前期と比較して改善しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は145億8千9百万円（前期比1.1%減）、営業利益は5億8百万円（前期比77.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益3億1百万円（前期27百万円）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上収益は100億6千7百万円（前期比7.4%増）となり、セグメント営業利益は12億2千6百万円（前期比41.3%増）となりました。

高級オーディオ機器（ESOTERICブランド）は、新型コロナウイルス感染症拡大の初期において国内外で販売店の一時閉鎖や都市のロックダウンが影響し一時的に売上は減少しましたが、その後、中国市場を筆頭に海外市場において受注が急激に拡大しました。また新製品を投入したアンプカテゴリーや、音楽配信サービスに対応したネットワークプレーヤーカテゴリー等が順調に推移いたしました結果、全体では増収増益となりました。

一般オーディオ機器（TEACブランド）も、新型コロナウイルス感染症拡大の初期においては、一時的に売上は減少しましたが、その後は日本市場や欧州市場を中心として主にEC販路で巣ごもり需要やテレワーク需要を背景とした販売が好調に推移し、全体としては増収増益となりました。

音楽制作・業務用オーディオ機器（TASCAMブランド）は、BtoC事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり需要が継続しました。従来の音楽制作に加え、動画制作やオンラインミーティングなどの音声収録需要が拡大した結果、BtoC販売は年間を通じて好調に推移しました。BtoB事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の中、公共工事案件における一定需要は確保されましたが、民間案件の設備投資は引き続き先送りになるなど、業務用レコーダー・プレーヤーの販売は低調に推移しました。しかしながら、BtoC製品の販売が売上を大幅にけん引した事により、音楽制作・業務用オーディオ機器全体としては増収増益となりました。

情報機器事業の売上収益は39億7千7百万円（前期比16.3%減）となり、セグメント営業利益は1億2千3百万円（前期比72.9%減）となりました。

航空機搭載記録再生機器は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国内外の顧客への出荷が低調に推移したことから減収減益となりました。計測機器は、データレコーダーではターゲット市場である鉄道、自動車、重工業分野で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く予算の凍結や投資延期のため減収となりました。一方センサー関連においては半導体製造装置メーカー及びその他装置メーカーへの販売が好調に推移し増収となりましたが、計測機器全体としては減収となりました。医用画像記録再生機器は、国内消化器内視鏡向けレコーダーはクリニック向けの販売は堅調に推移しました。手術画像用レコーダーは海外ではアジア、特に中国向け出荷が好調、欧州は堅調でしたが、米国での出荷が伸びず低調に推移しました。国

内では手術画像管理システムとのソリューション提案など新たな取り組みによる市場開拓が進んだものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により販売減となり、医用画像記録再生機器全体では前年同期比で減収となりました。ソリューションビジネスは、受託開発案件が低調に推移したことから、減収となりました。一部海外販売子会社で継続している産業用光ディスクドライブは、需要減により減収となりました。

その他事業の売上収益は5億4千4百万円（前期比12.3%減）、セグメント営業利益は2千2百万円（前期比52.8%減）となりました。

配当につきましては、未だ十分な内部留保に至っておりませんので、当期も無配のやむなきに至りました。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

企業集団の事業セグメント別売上収益の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上収益

区 分	第72期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		第73期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
音 響 機 器 事 業	百万円 9,370	% 63.6	百万円 10,067	% 69.0	百万円 697	% 7.4
情 報 機 器 事 業	4,754	32.2	3,977	27.3	△776	△16.3
そ の 他	621	4.2	544	3.7	△77	△12.3
合 計	14,745	100.0	14,589	100.0	△156	△1.1

(2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上および製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

(設備投資の金額には消費税は含みません。)

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	89	△21.8%
情報機器事業	82	△37.0%
その他および全社共通	51	61.1%
合計	<u>222</u>	<u>△19.6%</u>

また、所要資金は自己資金で賄っています。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする2金融機関と総額21億4千万円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は21億4千万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来「記録と再生」をコアに据え、技術革新による記録メディアの変遷とともに、常に高い記録品質を付加価値とする機器を、お客様に提供し続けてきました。しかしながら、インターネットや通信技術の発展に伴い、個人・法人ともに、メディアやその記録再生機器に対するニーズは減少傾向にあります。当社グループは、そのようなニーズの変化について、課題と認識する一方で、競合他社と差別化を図る好機と捉え、音響機器・情報機器の両事業においてネットワーク対応機器およびソリューションの提案・提供を急ぐことで、事業成長を目指します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、多くのBtoB顧客の新規投資抑制を促し、また世界規模での展示会開催や訪問機会の減少など企業活動を大きく制限する事とな

りました。BtoC商品については、ユーザーの購買様式の変化が加速するのみならず、ユーザーのニーズそのものにも変化をもたらしております。当社グループはデジタルマーケティング強化によりお客様との繋がりを一層深める事で、ポスト・コロナ社会に貢献でき、且つ優位性を構築できるような製品・ソリューションの開発に、引続き取り組んでまいります。

半導体を中心とした世界的な部品入手難により、市場の需要増への対応に遅れが生じるケースが発生しております。当社グループは、グローバルな製品需給と部品調達を本社SCM本部が一元管理する一方で、各事業にて必要に応じて設計変更や新製品上市計画の組み替えを行うことで足元の商品供給増を図ります。また、中長期的対応として、新製品の部品採用方針の見直しや基幹部品の適切な備蓄、外部生産パートナーの拡大など、需要増減に即応できる製品供給体制の再構築を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 70 期 (2018年 3 月期)	第 71 期 (2019年 3 月期)	第 72 期 (2020年 3 月期)	第 73 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 収 益 (百万円)	17,016	15,682	14,745	14,589
営 業 利 益 (百万円)	330	601	286	508
税 引 前 当 期 利 益 (百万円) (△損失)	324	291	69	342
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益 (△ 損 失) (百万円)	249	51	27	301
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益 (△ 損 失) (円)	0.86	1.77	0.94	10.45
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 (百万円)	825	1,145	1,323	1,844
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	2.86	39.76	45.93	64.02
資 産 合 計 (百万円)	10,285	9,316	9,540	9,651
資 本 合 計 (百万円)	911	1,320	1,417	1,844

- (注) 1. 当社は国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 第71期より2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、上記の基本的1株当たり当期利益は、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

イ. 親会社の変更および経緯

2020年3月31日時点では、Gibson Holdings, Inc. が当社の株式15,745千株（議決権比率54.84%）を保有しておりましたが、Global Acoustic Partners LLCによる当社株式に対する公開買付けにGibson Holdings, Inc. が応募した結果、2020年6月25日付けで、Global Acoustic Partners LLCがGibson Holdings, Inc. の保有していたすべての当社株式を保有し、当社の親会社となりました。さらに同日、Global Acoustic Partners LLCより同社の保有するすべての当社株式が同社の親会社であるEVO FUNDに譲渡され、EVO FUNDが当社の親会社および主要株主である筆頭株主となりました。

EVO FUNDは、その後当社株式の売却を漸次進め、その結果2020年7月7日付で当社の親会社に該当しないこととなり、また、2021年1月21日時点では当社の主要株主に該当しないこととなりました。

ロ. 重要な財務及び事業の方針に関する契約等

当社は、公開買付者であるGlobal Acoustic Partners LLCおよびその親会社に相当するEVO FUNDとの間で覚書を締結しました。当該覚書においては、公開買付者が当社の経営方針を最大限尊重し、買付後も当社の上場維持する方向であること、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持および向上に資すると合理的に期待されるものと判断される限り、公開買付者が保有する当社普通株式について、当社取締役会が株主総会へ提出する議案が承認されるために必要となる議決権行使等の行為を行うことを合意いたしました。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 38,360	100.0	当社製品の販売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級オーディオ機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当社製品の販売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当社製品の販売
ティアック オンキヨーソリューションズ株式会社	¥ 90,000	100.0	ソフト開発およびシステム機器販売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO., LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達および仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音響機器の製造販売
エソテリック株式会社	¥ 90,000	100.0	高級オーディオ機器の販売
ティアックカスタマーソリューションズ株式会社	¥ 10,000	100.0	当社製品のサービス
ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当社製品の販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。
 2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD. であります。
 3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 製 品
音 響 機 器 事 業	高級オーディオ機器、一般オーディオ機器、 音楽制作・業務用オーディオ機器
情 報 機 器 事 業	航空機搭載用記録再生機器、医用画像記録再生機器、 計測機器 (トランスデューサー、データレコーダー)、 ソリューションビジネス 産業用光ドライブ

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社および工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社および工場	中国 広東省

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
599 名	△34 名

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	2,140 百万円

(注) シンジケートローンは株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする2金融機関によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,808,533株 (自己株式123,180株を除く)
- (3) 株主数 14,663名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	千株 1,210	% 4.20
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,120	3.89
JPMBL RE BNP PARIBAS ARBITRAG E SNC COLL EQUITY	770	2.67
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	599	2.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	588	2.04
株 式 会 社 S B I 証 券	583	2.02
山 下 良 久	556	1.93
松 井 証 券 株 式 会 社	474	1.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	443	1.54
木 村 昌 二	400	1.39

(注) 持株比率は、自己株式 (123,180株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 村 邦 彦	
取 締 役 (監査等委員)	原 琢 己	弁護士、安井・原法律事務所所長
取 締 役 (監査等委員)	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士、坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役であります。また、原 琢己および坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（常勤監査等委員）吉村邦彦氏は当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、また、取締役（監査等委員）坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、吉村邦彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役の全員（監査等委員である取締役を含む。）との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する予定です。

当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社による役員への提訴の場合の争訟費用は補償の適用除外とする、損害賠償金等の補償においては補償委員会の決議により支払うなど、一定の措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社および当社のすべての子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役および執行役員との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、特約部分も含め、会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約においては、被保険者である役員等が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者に発生する損害賠償金および争訟費用が填補されることとなりますが、被保険者の違法な行為に起因して生じた損害や会社による損害賠償請求の場合は填補されないなど一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じられております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日付の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は、以下のとおりです。

(イ) 基本報酬 (ロ) (ハ) 以外の確定額報酬) の額または算定方法

取締役の役割・責務等に応じて基本報酬を決定し、月毎に固定額を支払うこととしております。固定額の改定は、役割・責務が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定することとしております。

(ロ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

当社は、未だ経営再建途上にあり、固定報酬の一部自主返上が実施されていることを勘案し、業績連動報酬等は適用しないこととしております。

(ハ) 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

当社は、未だ経営再建途上にあり、固定報酬の一部自主返上が実施されていることを勘案し、非金銭報酬等は適用しないこととしております。

(ニ) (イ) (ロ) (ハ) の割合（構成比率）

確定額の基本報酬を100%としております。

(ホ) 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針

月次払いとしております。

(へ) 報酬等の決定の委任に関する事項

代表取締役が、個別報酬案を策定し、監査等委員会の承認を受けた上で、取締役会決議により決定することとしております。

(ト) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月21日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額を年額1億7千万円以内、また、取締役（監査等委員）の金銭報酬の額を年額3千万円以内と定めております。なお、同決議当時の役員数は、取締役（監査等委員を除く。）8名および取締役（監査等委員）3名です。

③ 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当事業年度の報酬につきましては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	45 (0)	45 (0)	-	-	8 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21 (9)	21 (9)	-	-	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	65 (9)	65 (9)	-	-	11 (2)

(注) 1. 上表には、2020年6月19日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	原 琢 己	<p>当期開催の取締役会5回、監査等委員会15回および経営執行会議12回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識、専門的見地より、当社の経営組織の機能強化ならびに業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度においては、当社株式の公開買付に際して特別委員会のメンバーとして4回のすべてに出席するとともに、当該公開買付に係る答申書の作成に携わりました。当社事業に係る総合的な理解と法的な専門性の見地より、妥当性・適正性について独立した立場からの助言・指導を実施しました。</p>
取締役 (監査等委員)	坂 口 洋 二	<p>当期開催の取締役会5回、監査等委員会15回および経営執行会議12回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識、専門的見地より、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度においては、当社株式の公開買付に際して特別委員会のメンバーとして4回のすべてに出席するとともに、当該公開買付に係る答申書の作成に携わりました。財務会計および金融に関する専門性の見地より、適切ナリスクテイクについて独立した立場からの助言・指導を実施しました。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 59百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 65百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である米国会計基準に基づく監査業務についての対価を支払っております。

(4) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社5社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 業務執行取締役は、株主総会、取締役会および関連資料等、業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行う。
 - 2) 業務執行取締役は、上記情報の保存および管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、内部監査室、会計監査人、社内関連部門が閲覧できるよう保存期間管理する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会は、損失の危険の管理を統括する組織として、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、当該委員会は、当社企業グループのリスクマネジメント業務を統括する。取締役会は、当社企業グループ横断的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行う。
 - 2) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループに内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、当社企業グループのリスクマネジメント状況を監督し、毎年度見直しを行う。当社企業グループにおいては、平時は、当社各部門および各子会社においてリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事は「危機管理規程」に従い、当社企業グループ全体として対応することとする。
- ③ 業務執行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、定時取締役会、臨時取締役会により、会社法の要請に基づく重要事項の決定並びに業務執行取締役の業務執行状況の監督等を行う。さらに、経営効率を向上させるため、全取締役および執行役員等の事業責任者が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。当社においては、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。
 - 2) 当社企業グループの業務執行について、業務執行取締役および執行役員等の事業責任者は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、当社企業グループの経営目標を設定し、それらは経営執行会議において決議される。当社各部門および各子会社においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行し、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行う。
 - 3) 当社企業グループは、日常の業務の遂行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとる。

- ④ 業務執行取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループのコンプライアンスを統括する。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、業務執行取締役は、使用人がコンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - 2) 当社は、公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、業務執行取締役・使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならぬと定めており、運用状況を四半期毎に取締役会に報告する。会社は通報者、通報内容について開示しないものとする。各当社子会社においても、同法若しくは適用される同種の法令を準用して、同等の内部通報制度を運用する。
 - 3) 「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
 - 4) 業務執行取締役は、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を毎年度評価、報告する体制を整備し運用する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 業務執行取締役は、当社企業グループ各社の業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて取締役、内部監査室、社内関連部門の閲覧可能な状態とする体制を整備する。
 - 2) 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を通じて、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努める。
 - 3) 内部監査室は、当社および当社企業グループの組織体制の整備および業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととする。
- ⑦ ⑥の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会の意見を考慮して行う。
 - 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
 - ⑧ 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 業務執行取締役は、当社企業グループに係り、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項）並びに各業務執行取締役の職務の状況についての報告を実施するための体制をとる。
 - 2) 業務執行取締役および執行役員等の事業責任者は、当社企業グループの重要な業務の執行状況について監査等委員会へ報告をするための体制をとる。
 - 3) 業務執行取締役は、監査等委員会の業務監査にあたり使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
 - 4) 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知する。
 - 5) 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を業務執行取締役および使用人に周知徹底する。
 - 6) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査等委員会に定期的に報告をするための体制をとる。
 - ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的又は随時会合をもち、意見交換を行い、相互の意思疎通を図れる体制をとる。
 - 2) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役および使用人に、業務に関する説明又は報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
 - 3) 当社は、監査等委員会が、必要に応じて内部監査室および内部監査に関連する管理部門に調査を求める場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
 - 4) 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 監査等委員会設置会社への移行
当社は、2016年6月21日開催の第68回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。
- ② 法令遵守体制
当社は、海外子会社の現地社員にも共通して適用される「ティアックグループコンプライアンス規程」を日本語・英語版にて策定しており、子会社各社への送付、イントラネット上への掲載、研修等の方法により周知させ、コンプライアンスの徹底を図っております。
当社グループ会社の役職員の職務分掌に係り必要となる法令については、各法令の主管部門より随時関連する法令情報等の提供および指導を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
また、当社は内部通報制度を設けており、取締役会へ通報状況の四半期報告を実施し、コンプライアンスの実効性向上に努め、ハラスメント防止規程を運用することにより、社内の健全な労働環境維持を図っております。
- ③ リスク管理
当社は、「ティアックグループリスク管理方針」を策定し、グループ会社を含めたリスク管理を行っております。
年度毎に、ビジネスリスクマネジメント委員会が中心となり、リスクアセスメント、リスク管理テーマの設定、対策、対策状況モニタリング、結果総括を実施するとともに、取締役会へ対応状況の四半期報告を実施し、リスク状況のタイムリーな把握と対策実施によるリスクの低減に努めております。
- ④ グループ会社管理
当社は、「関係会社管理規程」を策定し、子会社の管理方針および管理体制を定め、子会社の指導を行うとともに、必要なサポートを行っております。
また、子会社への取締役および監査役の派遣、内部監査室による内部監査を実施して、当社グループにおける業務の適正性を確保しております。
- ⑤ 監査等委員会の監査
当社は、監査等委員会を毎月開催し、監査方針等の協議決定および監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し随時意見を述べたほか、内部監査室や会計監査人と相互連携し、また、実査、往査も行い、監査の実効性確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を四捨五入して表示しております。また、比率は表示桁未満を四捨五入してしております。

連結財政状態計算書(国際会計基準)

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	7,475	流 動 負 債	5,872
現金及び現金同等物	1,869	借 入 金	2,666
営業債権及びその他の債権	2,844	リ ー ス 負 債	362
棚 卸 資 産	2,454	営業債務及びその他の債務	1,447
その他の流動資産	307	引 当 金	623
非 流 動 資 産	2,177	未 払 法 人 所 得 税	34
有 形 固 定 資 産	1,810	その他の流動負債	741
無 形 資 産	125	非 流 動 負 債	1,935
その他の投資	3	借 入 金	341
繰延税金資産	22	リ ー ス 負 債	337
その他の金融資産	148	長 期 未 払 金	1,149
その他の非流動資産	68	退職給付に係る負債	15
資 産 合 計	9,651	引 当 金	42
		繰 延 税 金 負 債	13
		その他の非流動負債	38
		負 債 合 計	7,807
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	1,844
		資 本 金	3,500
		資 本 剰 余 金	16
		自 己 株 式	△121
		利 益 剰 余 金	1,586
		利 益 剰 余 金	△3,430
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の資本の構成要素	295
		資 本 合 計	1,844
		負 債 及 び 資 本 合 計	9,651

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結損益計算書(国際会計基準)

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	14,589
売 上 原 価	8,331
売 上 総 利 益	6,258
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,890
そ の 他 の 損 益	14
個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益	381
個 別 開 示 項 目	127
営 業 利 益	508
金 融 収 益	7
金 融 費 用	173
税 引 前 当 期 利 益	342
法 人 所 得 税 費 用	56
当 期 利 益	286
当 期 利 益 の 帰 属 先 :	
親 会 社 の 所 有 者 持 分	301
非 支 配 持 分	△15
合 計	286

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結持分変動計算書(国際会計基準)

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	利益 剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2020年4月1日残高	3,500	36	△121	1,158	△3,430
当期包括利益					
当期利益				301	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	—	301	—
所有者との取引等					
自己株式の取得			△0		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				127	
連結子会社に対する所有者持分の変動		△21			
所有者との取引等計	—	△21	△0	127	—
2021年3月31日残高	3,500	16	△121	1,586	△3,430

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の 資本の構成要素	合計		
2020年4月1日残高	181	1,323	94	1,417
当期包括利益				
当期利益		301	△15	286
その他の包括利益	241	241		241
当期包括利益合計	241	542	△15	527
所有者との取引等				
自己株式の取得		△0		△0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△127	—		—
連結子会社に対する所有者持分の変動		△21	△79	△99
所有者との取引等計	△127	△21	△79	△100
2021年3月31日残高	295	1,844	—	1,844

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,597	流 動 負 債	7,426
現 金 及 び 預 金	1,266	支 払 手 形	286
受 取 手 形	455	買 掛 金	254
売 掛 金	1,198	短 期 借 入 金	2,510
商 品	671	関 係 会 社 短 期 借 入 金	3,223
原 材 料	442	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	76
前 払 費 用	98	リ ー ス 債 務	9
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	106	未 払 金	511
未 収 入 金	266	未 払 費 用	189
そ の 他	109	未 払 法 人 税 等	32
貸 倒 引 当 金	△17	前 受 金	38
固 定 資 産	8,051	預 り 金	18
有 形 固 定 資 産	1,468	賞 与 引 当 金	145
建 物	319	製 品 保 証 引 当 金	38
構 築 物	0	返 品 調 整 引 当 金	32
機 械 及 び 装 置	0	未 払 消 費 税	59
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	0
工 具、器 具 及 び 備 品	47	固 定 負 債	1,391
土 地	1,074	長 期 未 払 金	1,091
リ ー ス 資 産	25	長 期 借 入 金	272
無 形 固 定 資 産	30	リ ー ス 債 務	19
ソ フ ト ウ ェ ア	27	そ の 他	9
そ の 他	2	負 債 合 計	8,818
投 資 そ の 他 の 資 産	6,553	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	2	株 主 資 本	3,830
関 係 会 社 株 式	6,481	資 本 金	3,500
長 期 前 払 費 用	2	資 本 剰 余 金	54
前 払 年 金 費 用	39	そ の 他 資 本 剰 余 金	54
長 期 未 収 入 金	41	利 益 剰 余 金	398
敷 金 及 び 保 証 金	108	そ の 他 利 益 剰 余 金	398
破 産 更 生 債 権 等	172	繰 越 利 益 剰 余 金	398
そ の 他	5	自 己 株 式	△121
貸 倒 引 当 金	△301	純 資 産 合 計	3,830
資 産 合 計	12,649	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,649

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,782
売 上 原 価		5,881
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		△6
売 上 総 利 益		3,906
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,923
営 業 損 失		△16
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	40	
受 取 地 代 家 賃	103	
そ の 他	6	151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	41	
不 動 産 賃 貸 原 価	25	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9	
為 替 差 損	16	
そ の 他	3	194
経 常 損 失		△59
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 改 定 益	510	510
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
減 損 損 失	89	93
税 引 前 当 期 純 利 益		357
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△27	△27
当 期 純 利 益		384

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
2020年4月1日残高	3,500	54	13	△121	3,446	-	3,446
当期変動額							
当期純利益			384		384		384
自己株式の取得				△0	△0		△0
当期変動額合計	-	-	384	△0	384	-	384
2021年3月31日残高	3,500	54	398	△121	3,830	-	3,830

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 九 鬼 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 智 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 九 鬼 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 智 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、国内子会社については、常勤監査等委員が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉村 邦彦 ㊟

監査等委員 原 琢己 ㊟

監査等委員 坂口 洋二 ㊟

(注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討されましたが、特段の意見はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	はなぶさ めう じ 英 裕 治 (1961年9月17日生)	1985年4月 当社入社 2001年2月 当社タスカム部長 2004年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネジャー 2005年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 2006年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	17,400株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、音響機器事業に従事し、執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント等を経て、2006年から業務執行の最高責任者である取締役社長、現在では取締役社長CEOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	の むら よし ひで 野 村 佳 秀 (1954年8月11日生)	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社業務企画部長 2003年8月 当社財務部長 2004年6月 当社執行役員財務部長 2007年6月 当社取締役財務部長 2010年4月 当社取締役コーポレート本部長 2012年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 2013年4月 当社取締役財務担当 2013年6月 当社取締役CFO（現任）	9,900株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役コーポレート本部長等を経て、現在では取締役CFOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、英 裕治および野村 佳秀、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する予定です。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。英 裕治および野村 佳秀、両氏の再任が承認された場合は、両氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これにともない監査等委員会の決定に基づき、新たにRSM清和監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしたいと存じます。

[会計監査人を候補とした理由] 当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有していること、新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

[異動に至った経緯] 現会計監査人の任期満了にともない当社の事業規模や近年の経営環境、業績等を踏まえた監査報酬の相当性を総合的に勘案した結果、会計監査人を見直すこととし、新たにRSM清和監査法人を会計監査人として選任するものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	RSM清和監査法人		
事 務 所	東京事務所 神戸事務所	東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号曙衫館4階 兵庫県神戸市中央区海岸通8	神港ビルディング1階
沿 革	2004年3月 2009年11月	設立 R S M Internationalと業務提携	
概 要	構成人員	社員（公認会計士） 職員（公認会計士） （会計士試験合格者等） （その他職員） 合 計	12名 27名 15名 22名 76名
	関与会社数		102社
	出資金		34百万円
			(2021年4月1日現在)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
電話 042-374-0111 (代)



交 通

京王相模原線「京王多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車	徒歩 約2分